

仕 様 書

(委託業務名)

第1 委託業務名は令和8年度里親制度重点エリア啓発及び里親研修事業【三河地区】とする。

(事業目的)

第2 三河地区の重点エリア（愛知県西三河、豊田加茂、新城設楽、東三河、刈谷児童（・障害者）相談センター管内市町村）において、効果的な手法で里親制度の啓発活動を実施するとともに、里親登録に必要な法定研修等を里親登録希望者の予定に合わせて開催し、里親登録希望者が研修に参加をしやすい体制を整えることで、委託可能な「養育里親」を確保する。また、里親を対象とした任意研修を開催し、養育技術の向上を図ることで、安定した里親委託の推進を図る。

(委託業務の概要及び内容)

第3 委託内容は、次に掲げる事項とする。

1 重点エリアにおける里親制度の普及啓発活動の企画・運營業務の実施

里親リクルーターを配置し、重点エリアにおいて、休日や平日夜間に里親養育体験発表会や集いの場の開催、効果的な啓発の実施、里親研修への移行支援を行う。

(1) 業務の内容

ア 重点エリアの設定について

次の要件を満たす市町村を重点エリアとすること。

- ・愛知県西三河、豊田加茂、新城設楽、東三河、刈谷児童（・障害者）相談センターの所管区域にある市町村とする。
- ・候補地として複数の児童（・障害者）相談センターの所管区域から3～5市町村を選定し、契約までに県と協議のうえ、3か所以上の実施市町村を選定する。

イ 里親リクルーターの配置について

- ・「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について（平成31年4月17日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）」に規定される里親リクルーターを常勤かつ専任で1名配置すること。ただし、配置は令和8年9月30日までとする。
- ・配置に当たっては下記の資格要件を満たすこと。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 啓発資材の作成及び活用

- ・効果的な啓発を実施するために必要となる啓発資材を作成し、活用すること。
- ・啓発資材の作成にあたっては、事前に県と協議すること。

エ 里親養育体験発表会及び集いの場の開催

- ・体験発表会及び集いの場を合計8回開催すること。体験発表会は全3回、集いの場は全5回開催を基本の考えとする。
※ただし、事業者の責によらない緊急やむを得ない場合はこの限りではない。
- ・開催は休日や平日夜間に行い、時間は2時間程度とする。
- ・定員は20世帯程度とし、会場及び日程の確定にあたっては、県と協議すること。

(体験発表会)

- ・内容は里親制度の説明、里親による体験発表を含むものとする。
- ・1回の開催につき、1名以上の養育里親を講師としておくこと。なお、講師については、愛知県で里親登録をしている養育里親とし、里子の個人情報に関する守秘義務について、事前に誓約書を取得した者とする。
- ・リモートで体験発表会を開催する場合、講師となる養育里親に事前にリモート配信することの承諾を得ること。
- ・受講者に対して、効果等を把握するためのアンケートを実施し、集計を行うこと。

(集いの場)

- ・内容は里親制度の説明、参加者からの質疑応答を含むものとする。
- ・受講者に対して、効果等を把握するためのアンケートを実施し、集計を行うこと。

オ 研修移行支援

- ・里親養育体験発表会に参加をされた方に対し、手紙の発送、電話、訪問等により、研修受講へ繋がる支援を行うこと。

カ 効果的な啓発の企画・実施

- ・重点エリア内において、効果的な啓発について企画し、実施すること。
例) 駅、商店街等における街頭啓発、お祭りやイベントでの啓発、フリーペーパーへの掲載、ホームページへの掲載等。

キ その他

- ・その他上記業務に関連、付随する業務を行う。
- ・事業者は県から求められた際には、その時点における実績及び今後の予定について報告を行うこと。

2 法定研修の実施

里親登録に必要な法定研修について、養育里親研修制度の運営について(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、愛知県が制定した「養育里親研修実施要綱」に基づき、研修を実施する。

なお、本研修は養子縁組里親研修制度の運営について(平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省均等・児童家庭局長通知)に基づき、愛知県が制定した「養子縁組里親研修実施要綱」に基づく研修を兼ねるものとする。

(1) 業務の内容

ア 開催時期、開催地及び実施世帯数等

- ・基礎研修、登録前研修(講義及び実習)、登録前研修(演習)は、里親審査部会への諮問に間に合うように、尾張地区の会場と同日に開催すること。なお、日程については、基礎研修 6 月 13 日(土)、登録前研修(講義) 7 月 11 日(土)、登録前研修(演習) 7 月 12 日(日)とする。
- ・上記のほか、里親の予定に合わせて随時開催も可とする。
- ・開催地は、重点エリア内又は事業者所在地とし、県と協議を行い、会場を決定すること。
- ・基礎研修、登録前研修の実施世帯数は、研修毎に 20 世帯程度とする。

イ 研修対象者

- ・養育里親、養子縁組里親になることを希望する者のうち、県が養育里親研修及び養子縁組里親研修を受講することが適当だと認めた者。なお、受講者の調整は、児童(・障害者)相談センターが行う。

ウ 研修講師

- ・講師については、里親制度及び研修科目の内容に造詣が深い専門家、里親支援に従事していて、一定の知識、経験を有すると認められる者等で適切に実施・指導できる者とする。

エ 研修教材

- ・研修資料は、県が実施する養育里親研修及び養子縁組里親研修で使用するものと同様の内容が記載されているものとする。印刷費は委託料の中から支出すること。

オ 研修の内容

- ・主な内容は下記のとおりとする。

【基礎研修】

○目 的

里親制度の理解や社会的養護等の基礎的な知識をつけることを目的とする。

○内 容

科 目		時間	内 容
講義	里親養育論	30 分	里親制度の基礎 I
	養護原理	45 分	保護を要する子どもの理解について（保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）
	児童福祉論	45 分	地域における子育て支援サービスについて（地域における相談・各種支援サービス等）
先輩里親体験談 （里親体験発表会）		120 分	先輩里親の体験談・グループ討議（里親希望の動機、里親に求められるもの）
養育実習		—	児童福祉施設の見学を主体にしたもの

【登録前研修】

○目 的

委託までの流れや委託後の具体的な養育技術に係る知識の修得を目的とする。

○内 容

科 目		時間	内 容
講義	里親養育論	30 分	里親制度の基礎Ⅱ （里親が行う養育に関する最低基準） 里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続き等）
	発達心理学	45 分	子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）
	小児医学	45 分	子どもの身体 （乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）
	里親養育援助技術 及び里親養育演習	120 分	関係機関との連携（児相、学校、医療機関） 里親養育上の様々な課題（実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等）、里親会活動
里親養育演習		120 分	先輩里親の体験談・グループ討議 （養育に関するノウハウ）
養育実習		2 日間 程度	実習プログラム（①施設長、②家庭支援専門相談員、③保育士、児童指導員又は心理士、④栄養による説明含む）

カ 研修の運営

- ・基礎研修及び登録前研修の講義については、尾張地区の会場で実施し、三河地区の会場へはリモート中継により実施とする。そのため、尾張地区を担当する事業者と密に連携をとること。
- ・基礎研修及び登録前研修の養育実習、里親養育演習については、尾張地区、三河地区の会場それぞれで実施とする。
- ・基礎研修の「先輩里親体験談」は、重点エリア啓発で行う里親養育体験発表会の開催をもって実施とすることを可とする。
- ・研修の実施にあたっては、会場設営、受付、本人確認、司会進行、修了レポートの取りまとめなどを行うこと。
- ・気象状況、その他の事情により開催が困難な場合には、県と協議を行い、会場手配及び講師等の調整を行った上で、別の日程で実施すること。

キ 修了評価の実施及び修了予定者名簿の作成

- ・受講者には、レポートを提出させること。
- ・受講者が里親として必要な知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心構えを認識したことを確認すると共に、受講状況（欠席、一部科目履修等）を含めた修了予定者名簿を作成し、県へ提出すること。

ク その他

- ・その他上記業務に関連、付随する業務を行う。
- ・事業者は県から求められた際には、その時点における実績及び今後の予定について報告を行うこと。

3 任意研修の実施

(1) ペアレント・プログラム

児童の養育に困っている里親を対象に、①行動で考える②褒めて対応する③孤立している養育者が仲間を見つける、の3点を骨格として、ペアワークやグループワークに取り組む研修（以下、「ペアレント・プログラム」という。）を実施し、里親の認知的な枠組みを修正して児童の行動の理解を深め、里親子の関係性の向上を支援する。

ア 業務の内容

(ア) 開催時期、開催地及び実施定員数等

- ・全6回を実施すること。
- ・開催時期は、県と協議を行った日程で開催すること。
- ・開催地は、事業者所在地又は三河地域内の公共交通機関を利用して行くことができる場所とし、県と協議を行い、会場を決定すること。
- ・実施定員数は10人とする。

(イ) 研修対象者

- ・児童を養育している里親のうち、県がペアレント・プログラムを受講することが適当だと認めた者。なお、受講者の調整は、児童（・障害者）相談センターが行う。

(ウ) 研修講師

- ・講師については、ペアレント・プログラムを適切に実施・指導できる者とする。
- ・講師の他、ペアワークやグループワークが十分取り組めるようペアレント・プログラムの趣旨等を理解した補助のスタッフを複数名配置すること。

(エ) 研修教材

- ・研修資料は、里親へのペアレント・プログラムとして適した教材を作成又は使用すること。印刷費は委託料の中から支出すること。

(オ) 研修の運営

- ・研修の実施にあたっては、会場設営、司会進行、レポートの取りまとめなどを行うこと。
- ・全6回の研修が完了した際は、参加里親の管轄児童（・障害者）相談センターに受講状況を報告すること。なお、管轄児童（・障害者）相談センターに速やかに共有が必要と考えられる場合は、この限りでない。
- ・気象状況、その他の事情により開催が困難な場合には、県と協議を行い、会場手配及び講師等の調整を行った上で、別の日程で実施すること。

(2) 支援研修

里親を対象に、「支援研修」として里親が養育上で悩むことの多い様々なテーマの研修を実施し、里親の養育技術の向上を目指す。また、講義形式の研修とともに、グループワーク等を通して、里親同士が悩みを共有したり対応を考えたりすることで、里親同士の交流を図る。

ア 業務の内容

(ア) 開催時期、開催地及び実施定員数等

- ・合計3回を開催すること。
- ・開催時期は、県と協議を行った日程で開催すること。なお、県主催の研修等と日程が重ならないよう留意すること。
- ・開催地は、事業者所在地や三河地域内の公共交通機関を利用して行くことができる場所の複数か所で開催することとし、県と協議を行い、会場を決定すること。
- ・実施定員数は各回30人とする。
- ・各回の時間は、計3時間程度とし、グループワーク等受講者の交流を図ることができる内容を含むこと。

(イ) 研修テーマ

- ・各回1つのテーマを取り上げることとする。
- ・テーマについては、里親の養育技術の向上につながるテーマを提案、実施すること。

(ウ) 研修対象者

- ・里親登録世帯に限る。
- ・研修対象者への開催の周知、受講希望者からの申込及び受講者の調整等も行うこと。

(エ) 研修講師

- ・講師については、里親制度及び研修テーマの内容に造詣が深い専門家、里親支援に従事していて、一定の知識、経験を有すると認められる者等で適切に実施・指導できる者とする。
- ・講師の他、受講者からの質問対応や運営が円滑に進むよう、里親制度の趣旨等を理解した補助のスタッフを受講者の数に応じて適切に配置すること。

(オ) 研修教材

- ・研修資料は、研修テーマに適した教材を作成又は使用すること。印刷費は委託料の中から支出すること。

(カ) 研修の運営

- ・研修の実施にあたっては、会場設営、司会進行、受講者アンケートの取りまとめ、受講者の観察記録などを行うこと。
- ・受講者アンケートについては、県が指定する様式を用いること。
- ・受講者の観察記録については、県の求めがあった際は、受講者の管轄児童（・障害者）相談センターに提出すること。
- ・気象状況、その他の事情により開催が困難な場合には、県と協議を行い、会場手配及び講師等の調整を行った上で、別の日程で実施すること。

(雑則)

第4 下記の点に留意すること。

- 1 事業の実施に際しては、県の指示に従うこと。なお、企画の実行にあたっては、県と協議の上、内容を変更することがある。
- 2 事業の実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- 3 スケジュールについては、県と調整すること。
- 4 統括責任者を定めること。
- 5 緊急やむを得ない事情により、仕様書の定めにある事項が困難となった場合は、県と協議を行い決定する。
- 6 仕様書の定めのない事項については、県と協議を行い決定する。